

社会保険しまね

「石見銀山・羅漢寺と冬の野花」
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 健康レシピのご紹介
- 日本年金機構から年金相談についてのお知らせ
- (財)島根県社会保険協会からのおしらせ

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会島根支部ホームページ
=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>
島根県社会保険協会ホームページ
=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

※次回の発行については平成24年1月を予定しています

No.776

2011.11.20発行

助け合い
生きる安心
社会保険

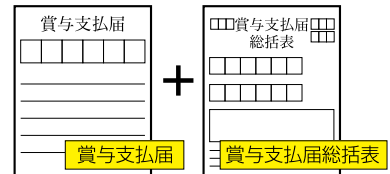
日本年金機構からのお知らせ

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払い届」の提出が必要です。

- 登録されている賞与支払予定月の前月に、日本年金機構から事業所宛に、被保険者氏名などを印字した届出用紙(または基本情報を収録したCD)が送付されています。
 - 賞与支払予定月が未登録の場合は、届出用紙等の事前送付はありません。年金事務所で用紙をお渡ししていますので、ご連絡ください。
- ※日本年金機構のホームページからも、賞与の届書様式をダウンロードできるようになりました。

1. 賞与支払い予定月に支給があった場合

- 「賞与支払い届」(紙またはFDなどで作成)と、「賞与支払い届 総括表」(紙で作成)を提出してください。
- ※「賞与」を支払った被保険者の中に70歳以上で昭和12年4月2日以降生まれの方がいる場合は、あわせて「70歳以上被用者賞与支払い届」を提出してください。



2. 賞与支払い予定月に支給がなかった場合

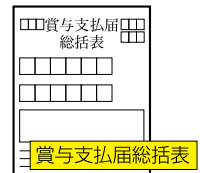
- 「賞与支払い届 総括表」のみを提出してください。
【④支給・不支給】欄の「不支給1」に○印をつけて提出します。

⑦ 賞与支払予定年月	③ 賞与支払年月	④ 支給・不支給
平成 23年 12月	平成 23年 12月	支給 0 不支給 1

⑦欄の賞与支払予定年月を転記します

「不支給 1」に○印をつけます

支給がなくても「総括表」の提出が必要です!



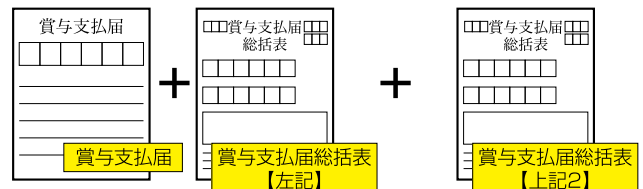
3. 賞与支払い予定月に支給がなく、予定月以外の月に支給があった場合

- 「賞与支払い届」と支給月の「賞与支払い届 総括表」【下記】のほかに、支払予定月の「不支給」の総括表【上記2】が必要です。

⑦ 賞与支払予定年月	③ 賞与支払年月	④ 支給・不支給
平成 23年 12月	平成 24年 01月	支給 0 不支給 1

実際に賞与が支給された月を記入します

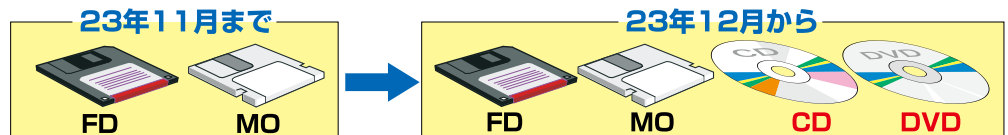
「支給 0」に○印をつけます



届書の提出に利用可能な媒体拡大のご案内

健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続きは、現在、届出用紙のほかにFD・MOで提出することができますが、平成23年12月から、新たにCD・DVDで提出できるようになります。

- 利用可能な磁気媒体・電子媒体



※FD・MOについては、引き続きご利用いただけます。

- ターンアラウンドFDがCDに変更になります

- 日本年金機構から被保険者情報等を収録してお送りしているターンアラウンドFDについては、FDの生産終了などの事情により、平成23年11月送付分(12月賞与支払予定分)よりCDに変更になります。
- お送りするターンアラウンドCDについては、被保険者データの取り込み後に提出用の媒体として利用いただけるよう、CD-RWでお送りします。

送付されたCDから被保険者データを取り込むには、**届書作成プログラムのバージョンアップ**が必要です。日本年金機構ホームページに11月中旬に公開予定のCD対応プログラムをダウンロードのうえ、ご利用ください。

■詳しくは、日本年金機構ホームページの「事業主の方へ 磁気媒体申請」をご覧ください。

操作方法等に関するお問い合わせは

●日本年金機構 電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)
TEL.0570-000-381 ※IP電話・PHSからは 03-6700-1188
 【受付時間】月～金曜日/午前8:30～午後5:15 第2土曜日/午前9:30～午後4:00

協会けんぽ島根支部からのお知らせ

健康保険には、加入者の皆様が病気やケガをされたり出産された場合のための様々な給付があります。今回は出産手当金についてご案内します。

1 出産手当金とは？

被保険者の方(任意継続被保険者の方を除く)が出産のために仕事を休み、給料を受けられない場合に、申請により支給されるものです。

2 支給要件は？

次の2つの要件を満たしている必要があります。

1. 出産のために仕事を休んでいること
2. 給料の支払いがないこと

給料が支払われていても、出産手当金の支給額より少ない場合はその差額が支給されます。
※給付の対象となる出産…妊娠4ヶ月(85日)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工中絶

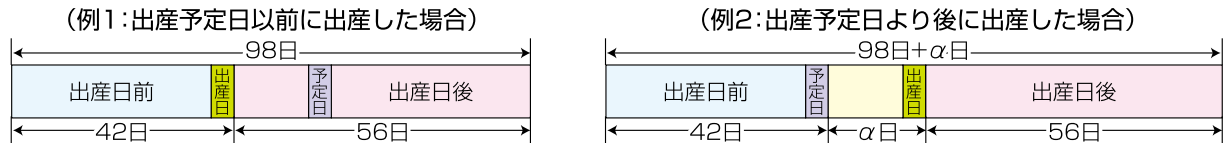


3 支給額は？

仕事を休んだ日1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額です。
ただし、給料等が支払われている場合は支給額が調整されます。

4 支給期間は？

出産日(出産予定日より遅れた場合は予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から、出産日後56日までの間について支給されます。



5 資格を喪失した後も支給されるの？

被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日に出産手当金を受けているか、受けられる状態(産前42日以降に退職した場合)であれば、引き続き支給されます。

6 請求方法は？

「出産手当金支給申請書」をご提出ください。申請書にはご本人で記入していただく欄のほかに、事業主の証明欄と医師または助産師の意見の記入欄があります。

【手続きに関するお問い合わせ先】協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

今月の
おすすめ

健康レシピのご紹介

和風ロール白菜



カロリー 137Kcal
塩 分 1.7g
たんぱく質 9.4g

★材料(2人分)

- ・白菜 2枚
- (A)・豚ミンチ 60g ・木綿豆腐 60g ・にんじん 20g ・ひじき(水煮) 20g ・塩 小さじ 1/2 ・卵 1/4個分 ・パン粉 小さじ 2
- (B)・だし汁 120ml ・みりん 小さじ 1と1/2
- ・酒 小さじ 1と1/2 ・薄口しょうゆ 小さじ 2
- ・水溶き片栗粉 適量

《レシピ提供：社団法人島根県栄養士会》

★作り方

- (1)白菜は外葉を外して茹(ゆ)でしておく。芯の部分こそいで厚みを均等にする。(芯はみじん切りにして具に混ぜる)
- (2)(A)の豆腐は水切りしておき、にんじんとひじきは細かく切る。
- (3)ポウルに(A)とみじん切りにした白菜の芯を入れ、粘りが出るまでよく混ぜ、2等分しておく。
- (4)白菜を広げ、(3)を包む。
- (5)(B)を煮立て(4)を並べて入れ、20～30分位煮込む。
- (6)水溶き片栗粉でとろみをつける。

島根支部ホームページサイト「へるし〜まね」では健康づくりに役立つレシピをご紹介します。ぜひご覧ください！

協会けんぽ島根

検索

日本年金機構から年金相談についてのお知らせ

年金相談所の開設(12月～1月)



◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

会場	相談日		時間	
隠岐の島町ふれあいセンター	12月7日(水)	1月16日(月)	13:00～16:00	※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
	12月8日(木)	1月17日(火)	9:30～12:00	
海士町役場	—	1月26日(木)	9:30～12:00	
西ノ島町中央公民館	—	1月25日(水)	14:00～17:00	
大田市役所	12月21日(水)	1月25日(水)	10:00～15:00	
益田市民学習センター	12月27日(火)	1月24日(火)	10:00～16:00	

■年金記録確認・年金相談業務に限り受け付けていますのでご了承ください。

■相談には、**ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑**などをご持参のうえ、できるだけ**ご本人**がお出かけください。代理の方がお出かけになる場合は、**委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)**が必要です。

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

(財)島根県社会保険協会からのお知らせ (詳しくはホームページをご覧ください)

退職される方向けのパンフレットやカレンダーを配布します

(財)島根県社会保険協会と島根県社会保険委員連合会では、退職される方々(特に定年退職)にお配りいただけるように次の2種類のパンフレットと、社会保険の手続きがQ&Aで掲載されたカレンダーを、ご希望の事業所に配布することとしました。なお、予定数量が無くなり次第に、配布終了とします。

- ①「会社を退職される方の社会保険の手続」
- ②「年金ライフサブノート<年金の仕組みと退職時の手続>」
- ③平成24年カレンダー(6ヶ月単位で2枚・委員等研修会で配布したもの)



●申し出先:各年金事務所 適用調査課窓口

協会けんぽ島根支部 窓口(数量はわずかです)

(なお、隠岐地区は、「隠岐汽船の高瀬様」あてに申し出ください。)

●ご注意:①浜田年金事務所では、11月28日以降配布開始となります。

②パンフレットは、24年度前半期までの定年退職される方の数程度を目安として申し出ください。

23年度事業である冬期の助成制度が始まります。

(財)島根県社会保険協会では、会員事業所の被保険者(被扶養者を含む)の皆さんを対象に、冬期の利用料助成事業(スケート場など)が始まります。

今年度は、新たに県内16カ所の温泉施設も対象としましたので、ご利用ください。なお、これに伴って、利用可能数等が変更となりますので、別途、会員事業所(23年度の会費納入事業所)あてに送付します利用案内等をご覧ください。

無料年金相談所の開設

島根県社会保険労務士会と(財)島根県社会保険協会は、この10月に県内7カ所で開催しましたが、24年1月にも次のとおり開催します。また、3月には、県内8カ所で開催しますので、別途お知らせします。

●平成24年1月23日(月)雲南市 三刀屋交流センター(10:00～16:00)

(ご持参いただくものなどは、年金機構の相談所と同じです)

◆社会保険しまね 通巻776号◆

発行者/(財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部